

第九回

本日の会議に付した事件

○採石法案(内閣送付)(第八回国会継続)

○委員長（深川藥左工門君） 只今から
委員会を開きます。

本日の議題は、あらかじめ公報で御通知申上げました通り鉱業法案、同施行法案並びに採石法案についてでございます。御質疑のかたは御発言をお願いいたします。

○西田隆男君 この前から施行法案の第四條の問題をやつておるのですが、政府当局の考え方は、一般原則については一応了解ができたのですが、私の考え方が絶対に間違つておるのか、或いはそういうふうな考え方を持たれても差支えないのか、鉦政課長でも結構ですが……。

○説明員（薩摩喜八君） 私この前出席
いたしましたんですが、御質問の点は
追加鉱物を現に掘採しておる者と土地
所有者との関係、土地所有者と現に掘
採しておる者と共同鉱業権者にしては
どうかというように伺いましたが、そ
の通りですか。

○西田隆男君　そりです。

○説明員(讃岐喜八君)　原則的には御賛成のように今伺いましたのでござい
ますが、鉱業法は、土地の所有者には

ますが、これは法律上当然には出て来

る性質のものではない。また、土地所有者に對する法律制には、今まで土地所有者に任せておつたものを、今度はつぎの国ものとして取上げるということでございます。取上げました以上、これは土地所有者とは關係なく、先願者に對する性質のものではない。また、土地所有者に對する法律制には、今まで土地所有者に任せておつたものを、今度はつぎの国ものとして取上げるということでございます。取上げました以上、これは土地所有者とは關係なく、先願者に對する性質のものではない。

業權を付與すべきであるということになると思います。これは本法施行後六カ月以後はそういうふうになつて行く

のでございますから、それまでの経過でございますから、それまでの経過的な措置として、土地所有者につきまして、六カ月間は現にやつておる人の次に優先権を認めたということでございます。現にやつておる人を優先

先させるということは、今まで本當にその鉱物を開発する意思で以て設備し、やつておるわけにございますからこれは法律の根本精神でありまするが願の主義に最も適しておる。而も鉱物を開発するために非常に經濟的な投資をやつておるといふ關係で、これは地所有者よりも優先されておるわけ

ございます。若し西田先生のおっしゃる通りに、これを共同鋳業權として平等扱うとすれば、六カ月経過後もこれ同じような考えを盛らなければいけないのじやないか、そういうふうに考えられるわけでございます。この点にきまして、我々西田先生のおつしや

よるなアイデアは実は余り考えてお
ませんでして、初めて国会の席で聞
かれたわけでありまして、その後考
て見ましても、そういうふうな結論

○西田隆男君 私にさうき申しおした

が法理論をお説きになることには反対
じやない。併し現実の問題として、こ
の前の例を引いたつもりですが、一つ
の石灰石の山がある。地方公共団体が
所有しておつた、或いは個人の所有で

あつたという場合に、今までは石灰石の掘採業者はそれに逐次対価を支払うか、若しくは一時に對価を支払うこと

万円で過去において一つの石灰石の山の掘採権を取るために買収しておつたといふことがありますが、そうすると今のあなたがたの六月云々といつた

場合、今まだ着手したばかりだ、併し、
 価はすでに支払済みだという場合に、
 これはどういふふうに解決されるか。
 一般原則によつて、法律によつて困
 土地の所有権を取上げたという考え
 らいえば、当然新らしい出願して掘
 権を獲得した鉱業権者は、地方団体
 対しては、六カ月という期間の損害

いうものを償つても、全額を……
 収しておつたものを、これを返せと
 う請求権が当然起きて来ると思う。
 ○政府委員(橋本久次郎) その点に
 きまして、実は私この前の説明で不
 分な点がありました、今までは探
 料として考えられたのです。とこ

がその内容を、全部を調べたわけ
 ございませんが、いろいろ聞いて見
 すると、結局採石料という形で出
 したもののの中に包含しているも

といふものは、地表食物です。地表

用料という形、それを實質的に翻譯しますれば、地上が迷惑をこうむる分です、その分と、それから取つた後又昔のように植林できたり、或いは畑ができたというようなふうにして貰わ

なければいけません。そういう費用といふものをまあ見積りまして、それを坪当り幾ら、或いは一段歩当り幾らと

か、そういうものを事業者のほうは、仕事に就いて収入も入るわけですから、トントン当り幾らというように方が適当だという形で、大体今まで来ておる

というふうに見えるわけですね。勿論、
の中に石代トンにつき幾らとしており
ますから、石代という観念も入って
つたかと思うわけです。それで今度
こういう法律になりました場合に、結
果がどう相成りますかということ
あります。私この前御説明申し上げ
ました際に、土地所有者に御迷惑に

つた場合には損害を賠償します」といふふうにお話したわけですが、それは私は條文の読み方が少し不正確であつたわけですが、この法律で言いますと、地表の鉱物ですから、土地の使用権を限定しなければ、或いは契約で済むか、或いは強制という形になりますか、こ

ういふ形にならなければ、實際上それは取れないということになるわけです。それから更にこの法律は、何りましたかとは原形に復旧するか、原

であるわけでありませう。そこでこの土

地所有者は、土地を森林その他に利用いたしておりまして、それをまあ地表鉱物の場合には、使用権を設定する場合にあらかじめ賠償をきめられるというような形に相成る上うに思われるわ

けであります。それでたが現実問題として、この使用権の設定に際しましての使用料を幾らにするかということは、費当り幾らという数字がないで、や

はり今後もトン当り幾らというほうがお互いに好都合だということになるというように考えますが、この実質関係から考えますと、この鉱物の所有権の

内容として、金物を賣つた代金とあり、う観念は入りませんが、土地所有者として、地上の損害を受ける分は実質的にはカバーされる、使用権の使用料の中でカバーされる、又あとにおきまして、壊された土地も作り直し、原形復旧の費用、そういう形においてカバーされるということに相成つております。

また、土地所有者の土地所有権として、土地所有者権の内容とて自分の石を売つておつたのだという点がなくなつて、寧ろなるように見えませうけれども、實質的に、土地所有者としては、地上のの利用によつて得ておつた価値、又將來得べき利益というものは、十分に償ひ

を要けるといふことに相成つておれり。すので、今まで自分のものらしき顔をして売つておつたのだから、それを保護するといふよりなふりにお考へにな

るのも御尤もであります。が、国のものだという考えで、鉱業権の本則に替つて処置いたしました。土地所有者に必要以上の御迷惑をかけるという制度ではないという工合に考えます。

○西田隆男君 私がお尋ねしているのは、あなたの御答弁の半分ぐらいであると思うのですが、今日はこの前よりも一歩前進した御答弁がありましたので、今まで言われたこの地上権を買収するといふ形になると思うといふふうな御答弁がありました。私が懸念しておつたのはその点で、露出しておる石灰石の山といふものは非常に土砂にしても、表土にしても薄い。薄いかから結局露天掘をやらざるを得ない。露天掘をやるといふのは、結局あなたの御答弁によると、山がある、この山を露出しておる石灰石を掘るために土砂、表土が薄い、だから非常に坑道を掘進して掘ると同時に、利用価値は最初からなくなつてしまふといふ場合には、地上権を評価して当然鉱業権とは離れた問題として、鉱業権者はその山の所有者に対して地上権を使う対価を支払うべきだといふ御議論なんです。

○政府委員(徳永久次君) はあ、私非常に迂闊だつたわけでありまして、この百四條に、土地使用権を認めます場合が挙げられてあるわけでありまして、その中の二号に、今のような場合を予想しまして「露天掘による鉱物の掘採」といふのがあります。

○小野義夫君 何條ですか。

○政府委員(徳永久次君) 鉱業法の百四條であります。この地表鉱物の場合に、上を壊さないで下を掘れと言われまして、事実上できないことに相成り

まするので、結局上を壊さざるを得ないことに相成りますので、その場合に土地を、その土地自身を使用できるといふ規定がまあ入つておるわけであり

○西田隆男君 土地を使用することはできるという規定になつておるが、損害賠償の規定はどこにあるのです。

○政府委員(徳永久次君) これは包括いたしまして、この土地を使用いたします場合に、土地收用法によりましてこの使用の対価の條件といふものは当事者同士で協議して頂きます。協議で済む場合はよろしいのであります。が、済まない場合には收用審査会が裁定するといふことに相成つておるわけであり

○西田隆男君 そりしますと、この鉱業法施行法第十三條の第一項の後段にある「当該追加鉱物の掘採について相当の補償金を請求することができ」といふこの表現と、今の関係はどうなるのですか。

○政府委員(徳永久次君) 非常に割切つて考えますと、土地所有者は地表鉱物の場合に、これによりまして地上に受けます損害、地上の土地の利用によつて受けるべかりし利益、それをなくすることの損害は、土地使用によつてカバーされるのだといふ関係に相成ります。それから尙先ほども申しましたように、土地使用の目的が必要なくなつてしまつたら元のようになつて戻さないといふのが、この規定にあるわけでありまして、そこでそりなすると、極端に申しますれば、鉱物は国のもので土地所有者のものではないのだといふ考え方が言ひまして、土地所有者には、極端に申しますと、鉱業

法の法定鉱物に追加いたしました途端から一文も払えないという仕組みにいたしました。土地所有者としてはその今の今までは採石料の、石代という形で掘採する人たちが何らかの対価を得ておつたのが、対価の得方が違つていふことになるのだと考えるわけでありまして、そり見ますと、極端に申し

ますれば、施行法に出ております相対の補償を払えという規定は、非常に極端な言い方をすれば、なくともよろしいといふふうにも言い切れるのだと思ふのであります。ただ現実の問題として、この今までの石代という形でおおむね契約ができておつたことではあります。実際を分析すれば、今のうちに相成るのかと思ひますが、そこに明日から石代を貰えなくなるのだといふ形が余りにはつきりし過ぎるのだといふことから、過去におきまして極めて常識的に、こつた規定を結局規定として入れておつたのではないかと

ふりにも私も了解するわけなんです。現実にそれにつまして、この前申し上げましたように、政府まで持ち上げて来て紛争が起つておるというところは、結局切替の際に、今までの石代の形では貰えなかつたけれども、今度は土地の使用料とか或いは最後の場合の石代とか、そつた形での規定として結局相当継続して貰えることに相成る。そつた話し合ひが比較的円満に行つて、石代というものが紛争の対象になつて、政府が中に立つといふやうないわゆる問題が起つて来た、起らざるを得なかつた原因ではないか、そつたやうなふうに理解しているわけなんです。

○西田隆男君 はつきりしないのです。が、今の鉱業法の百四條の規定と施行

法の十三條との関係ですね、鉱山局長のお話によると、これはなくともいいのだといふ話でありました。そつたのとなくともいいというところは、鉱業法の百四條のことだけで十分なのだと併しこれは今までの石代として払われておつたであろう形が想像されるから、こつたに打切ること困難だから、こつた規定があるのだという御説明があつたわけですが、條文の建前から読んで行きますと、やはり相当の対価を支払わねばならぬといふことになつて

るのであつて、今あなたが御説明になつたやうなことは、條文の解釈は不適当だと考える。そこで問題が起きている山の石灰石、これを全部買収される。今いわゆる地上権も含まれてあるであらうし、石代も含まれてあるであらうし、相当の対価を出して買収をして一部分しか掘つてないといふ、實際のものがあつた場合、鉱業権が設定された場合において、山代は、地上権の百四條による使用料を支払えば、あつたの石代と目されておつたものは返還せよといふことが起り得る可能性があるのだ。これは請求されたら返さねばならぬことになるのか、それとも返さぬでもいいことになるのか、こつたやうな問題についてあなたの御見解を承わりたい。

○政府委員(徳永久次君) 非常にむずかしい問題でございますが、具体的に場合としまして、土地の使用権と石代を買つたやうな契約があつた場合に、今のお話のやうなことに相成るかと思ひますが、今までの買ひました場合、そつたやうな場合に、いわば土地使用権そのものを買つてしまつておるとい

う、使用権と同時に、中の石も含めて、即ち土地そのものを買つてしまつておるといふやうな契約ではないかと、通常の場合は考えるわけでありまして、それを分析いたしますと、今のお話のやうに、土地の所有権を売つたのではない、土地の使用権と石だけを売つたのだといふやうな契約をいたしておる場合に、今までの掘つた所はそれでいいかも知れぬが、まだ掘り残しの点についてこの法律が施行になつた場合に、その石代を、買つたものを返さんならぬといふ問題になると思ふのであり

ます。これは私経験的に答へるわけでありまして、最初がどういふことになりませんが、私自身としては恐らく返さなければならぬという結論になるのではないかと思ひます。但し今後、先ほど申しましたやうに、次に掘るわけでありまして、その場合の使用料、その他と相殺といふわけですが、そつたやうなことになるのではないかと、経理関係としては返すのではないかと

いふやうな方面として、そつたやうな気がするわけでありまして、

○西田隆男君 それはあなたのおつしやるやうな結果ならぬ。実際山を買つたといふことは、これを分析して考えたならば、地上権の使用権と石代と二つが含まつております。そつたやうな場合は鉱業法が発足すれば、一つの地上権の使用料を差引いた石代といふものは払わなくていいという結論になるわけなんです。そつたやうな結論が出たならば、結局石代の部分として対価を支払つておつたものは返還せよといふ要求が当然出て来るでしやう、條文の建前からいふ。そつた場合に

は返さなければならぬといふことにな

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。そうすると、あなたの御議論のよ
うに返さなければならぬというのが立法の
建前であるということになれば、この
第十三條の相当の対価を払うというこ
との関連性が非常に大きく取上げられ
なければならぬことになる。返さなけ
ればならぬという議論であるならば、
鉱業法の百四條と施行法の十三條の関
係を、そり余り重視しなくてもいいと
考える、返さなければならぬという前
提に立つならば、十三條の相当の対価
を払わねばならぬという條文が非常に
大きく扱われなければならぬことにな
ると思う。何百万円も金をとつて使つ
てしまつて、あとで返せと言われても
返されぬ、そりすれば六カ月である
か、或いは一年であるとか、それは今
後の問題として、相当の対価を支払う
という部分に含めて、そりいうものを
帳消しにすることはできなくとも、帳
消しにできればそれはいいのですが、
できなくとも相手方に対する支払が或
る程度狭められて、そりして立法の精
神が大した障害なしにとり行われるで
あらうと思われれば、このまま
今の條文解釈から行けば、そりいうこ
とが随所に起る。先ほども申し上げてお
るの、私の隣の田川郡の香春岳とい
う大きな石灰石の山がある。浅野セメ
ントがやつておるのですが、すでに対
価を支払済なんです。山はまだ大部分
残つておる。これは地上権の使用料だ
けを払つて、原石代を払わなくてよろ
しいのだということになれば、香春町
といふます町の所有ですが、返さなけ
ればならぬことになる。法の建前から
行けば返さざるを得ないという結論に
なるわけだ。

○政府委員(徳永久次君) 今の場合で
ございますね、返す、法の建前からい
えば返さなければならぬのだという
解釈をとつたところが、相当の対価を払
つて、今まで石代をとつておつたから、
明日から地代は払わぬでもよろしいと
いうことではなく、対価は払えという規
定があつたところが却つて相殺の対象に
なるのではないかと思ふ。払わなくて
もよろしい、返さなくてもよろしいと
いう、そりいう建前のものではないま
したら、石代は前以てとつてしまつ
た。なお相当の石代は払わなければな
らぬということに相成りますので、無
論理窟からいへば返すべきものだ。而
も経過規定として相当の補償を払えと
いうこともあるので、ここで適當な、
具體的な事情に応じて相殺なりなんな
り話ができればせんかということになる
のじゃないかと思ふ。

○西田隆男君 それは全く反対の考え
方です。対価を支払つてしまつておる
山には、今あなたの言うようなことに
はならぬ。第十三條で規定してあるこ
とは、探掘しておる部分に対してだけ
対価が払われておる場合に、これをほ
んと法ができたと言つて打切つたんでは
はかぬいそりだから、六カ月間だけは
対価を払えというので、親心で規定
されておると思ふ。あなたのような御
趣旨ではないと、立法的には考えます
が、今の問題は、その問題に片を付け
るために相当の対価を払うということ
に重点を置いて解決が幾らかつて可能
性が得るというだけのもの、である
か、六カ月でしよるね、相当の対価を
支払う期間は……それは採石された
ものに對して相当の対価を払えとい
ふ、地上権を持つておつた全部に對し
て相当の対価を払えという規定では十
三條の規定はないと考へる。

○政府委員(徳永久次君) 一昨日でござ
いましたか、半年とか一年とか申し
ました基本は、今まで掘つた所は問題
はない、対価を払ひましたも……今
から鉱業法で追加鉱物に指定されて、
施行になつてから掘る時に、もう今日
から鉱業法の鉱物になつたから今まで
はトン当り幾ら、二円とか三円とかと
いう規定があるから払えよと言つて
も、もう払わぬといふことにはしな
いで、今まで掘りつたのであるの
で、経過的の施行になつておるにして
も、半年或いは一年はやはり普通通り金
を払うといふことにしたほうがいいじ
やないか。土地所有者としましては、
今申しましたような理窟であります
が、税金のことを考へて見ましても、
税金は、前年度にかかるといふこと
になるので、来年もその収入がなけれ
ば、収入の分に対して税金を払えない
といふことになつて来る立場になる事
情もございします、そこらのことを考
へても、今後掘る分については払わな
くともいいのが建前であるが、そり
う補償を払えといふことで、半年なり
一年分を継続して払うというやうなこ
とが實際的ではないかというやうな趣
旨でございします。

○西田隆男君 今あなたのお話の通り
にすれば、さつきから私が申し上げてお
るよりは、山全体を買つてしまつてお
るものは、結局六カ月か一年か、今か
ら掘出すものに対する対価を支払う金
額を引いた残金は払わなければならぬ
といふ結論になりますね。その請求権
を仮に山そのものを買つておつた者が
持つておる、請求するかせんかは、そ
れは別問題ですが、恐らく請求するだ
ろうと思われまますが、そりいうふう
になりますね。

○政府委員(徳永久次君) 私法律の問
題と實際問題と分けて逃げるつもりで
はございせんけれども、先ほどの例
で申しますと、半年一年といふのは、
一つの感じを申上げておるわけです。
どの辺で線を引いたらよからうかとい
ふ感じの線として、昔の見当でその辺
の数字を申上げておるわけでありま
す。法律にははつきり半年とか一年と
かといふことは現われていない。個々
の具體的の事情によりまして、相當の
補償といふものはきめるといふ建前に
相成つておるわけでありまます。それ
からもう一つ今の非常に御心配になつ
ております香春岳が、過去において町
が売却つてしまつたという場合に、返
せといふことに、仮に純法律的に考へ
ました場合に相成る。それが十年分を
新たに売却つてしまつたというやうな
ことに相成るわけでありまますが、そり
うものの補償としては多過ぎるといふ
意味で、相殺すれば、理窟としては両
方から争ひの対象にならうかと思ひの
であります、實際問題といたしまし
て、極く最近売却されたものでない限
り、貨幣価値の変化もありまますし、今
後の分の、今の採石権なりを設定いた
しまして掘るといふ場合の、トン当
り幾らの値段といふものと、昔売却つ
た対価といふものを考へて見ますと、そ
う問題にならないで落着く場合が、イン
フレーションの結果出ると思ひます
が、法律觀念としては、相殺の対象に
されまますが、貨幣価値の問題として、
實際問題としては問題にならぬといふ
場合の方が多いんじゃないかと私思ひわ
けであります。

○西田隆男君 それは買われておると
いうことが、ずつと昔に売却されてお
るということが前提條件にならなけ
れば、そりいう議論は成立したもので、
終戦後インフレーションの進行しておる過程に
おいて或る程度のアンバランスのあつ
たときに売却できておつたといふやう
なことがないといふことはこれは言え
ないのだ、そりいう過程において、法
律の條文を作つたり、解釈したりする
といふことは、私は條文の解釈の逆だ
と思ひわけですね。私が言いたいこと
は、そりいうことが懸念されれば、そ
りいうふやうなことが何となく解消され
るやうな程度まで條文の修正をするかど
うかしなければ、そりいう羽目に陥
つた人は非常な迷惑です。それはそれ
で、今もう一つ、第十三條の六カ月か
一年かといふことは、適當な期間にき
めるといふわけですが、適當な
期間とは、当事者同士できめるのだす
かどうですか。

○政府委員(徳永久次君) この法自身
は、最後のところだけお答え申し上げま
す、当事者同士できめるといふこと
になつております。当事者でどうして
も話がつかない時には役所に持込むこ
とになる。その場合に役所で決定する
といふ仕組みに作られておるわけであ
ります。今回は中央で指定する鉱物の
關係が非常に多いので、従来と異なつ
た規定を以て、その間割り切るやうな
ことを考へたらどうだろつたといふこ
とで、実は我々も研究したしたのであり
ますが、今例に挙げますやうな複雑な
事情がありまして、どういふ契約にな
つていふかといふことを想定し、いろ
いろな方法を想定して線の引き方を、

員会からあなたの所論を聞いておりまして、急遽に実施の運びにお願いしたい。これをお願いして私の質問は今日これで打切つて置きます。

○吉田法曹 まあ原則的なものからお願いしたいと思いますが、一応提案理由の中で説明を伺いましたが、條文を讀み法案を研究すればするほどはつきりいたしませんので何つて置きたいと思つておりますが、この新鉱業法のまあ指導理念と申しますか、こういう理念は、まああつた、なかつたということになるかも知れんと思つておりますけれども、具体的に申しますと、例へばこの今度の鉱業法を、前の今までの歴史がある鉱業法、たゞ／＼改正して参りましたが、その改正という手続をとらないで、新しい鉱業法を作つたと、その理由もその中に含まれると思つておりますが、例へば民主的機構を作つたというところもその一つであるように思ひます。或いは法益といひますか、鉱業権と對比せられる農業、林業その他の利益との調整といふものも考えられてゐる様に考へるのであります。併しなおあれが出てからその後の経過を見てゐると、やはり昔の鉱業法自体の考へ方に、鉱業権が中心になつてゐるのではないかと、こういうような点も考へられて、どこに新鉱業法の第一点とする、獨立した、或いは指導理念と申しますか、目標がどこにあつたかといふことがばやけて、と申しますか、なぜ新しい法体系をとつたのか、そのためには幾つもの目標がそれ／＼どういふ工合にあつたか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) 非常に基本的な元に戻りました御質問でございますが、この全面改正の形をとりましたのは、まあ率直に申上げまして、全然新しい柄のやつたものを作つたということから、全部改正しなければならなくなつたという程度には実は理解いたしております。むしろ半分以上は、技術的にと申しますか、難点があるわけでありまして、即ち砂鉱法と一緒いたしましたし、戦時中の鉱業所有権制度でいいますと租鉱権、そういうものを考えまして修正いたしましたし、一部修正といふような形をとりまして、余りにもあちこちで変更が出て参るといふような意味があるわけでありまして、そういう点から、まあ一部改正で行きますと非常にきたならしむものができ、まあ終戦後初めて根本的に振り返つて改正するのでありますから、大筋は變つていないにしても、全文改正のほうがしつくりしていいのじやないかといふつもりがあるわけでありまして、ですから大筋は變つておりませんが、相當變つたといふ意味においては、きれいに終戦後の新しい法律といふことにしたいといふような気分でございます。基本的な点が全然變つてない点と、變りました主な点といふものは、提案理由の條にいろいろ申上げてあるわけでありまして、變つていない基本的な点を念のため拾つて申上げますと、この鉱物、前から問題になつておりました固有の觀念で行くといふ考へ方、これは昔からあつたものをそのまま踏襲をいたしてゐるのであります。それから又鉱業法を適用しますのに、その一部にありますが、法定鉱物主義で行く、列挙主義で行くといふことを踏襲いたしてゐるわけでありまして、鉱業権を何人に賦與するかといふ考へ方につきまして、先願主義によつてやるのだといふ基本原則、これも従来のものを踏襲いたしてゐるわけでありまして、それから今度は一つの特権なり、制限なりになります。が、特権といひまして、鉱業権者に對して、鉱業施行上必要な限度において使用権を認める。そして今回の場合は、併せて使用権を認めておるわけでありまして、そういう特権を與えるといふことも、その内容は時勢に応じて再検討いたしてありますが、その基本的な建前は變つていないわけでありまして、それから又鉱業権を設定いたしました際に、国の立場におきまして鉱業権の出願の内容に、一口に言へば、文句を付けるといふような建前も、これは鉱利保護に遺利なく採掘するといふようなことが出願事項の條件に合つていなかつた場合には、それに合ふように勸奨するといふような原則は、やはり依然として昔の通りに考へ方としては踏襲いたしておるわけでありまして、従いまして鉱業法は鉱業の基礎的なものであります。鉱業権の權利の設定或いは權利の性質、それに關連いたします義務、或いは特権、或いは制限といふようなものをきめておるわけでありまして、その大筋におきましては現行法とそう變つていないわけでありまして、變りました主な点は、提案理由の中に要點をかいつゝまゝして挙げてありますから省略いたします。

○吉田法曹 質問の要點をばかされたのですけれども、變らなかつたところだけを挙げて頂いたのですが、新しい鉱業法にした理由の中で、私どもが見ておつて、従来の鉱業法は、鉱業

の開発助成といひますか、鉱業が中心に考へられておつたという感じがするのです。新しい鉱業法の中に、一つの要素として鉱業権と、それから他の農業、林業、その他法益といつたものの調整といふのが一つの眼目であるような、これは少くも法の上から言つてそういう感じがする。或いは民主的な機構なら民主的な機構を作らうといふような要素も一つあると思ふ。そういう点について、これは條文上ではな

く、法を新しくしたときの中の何と申しますか、狙ひ、いわゆる主要な制度上の狙ひといふものについて、先ほど申しましたようなことではないのかどうか、その点を伺つておるのであります。

○政府委員(徳永久次君) 先ほど私申しましたように、鉱業法の新法と、それから現行法とは、この現行法にありまする大組の骨筋は、新法におきましてそのまま繼承しておるということをおきまして、鉱業法に規定しておる点の、まあ變つた点を提案理由の中では八つほど項目を挙げたわけでありまして、この中の目ぼしいものを拾へといふことに相成りますれば、今御指摘のございました鉱業と他の産業との調整につきまして、現行法によりまして、それが判断するといふ建前になつておるわけでありまして、それを鉱業と他の産業との調整だといふことになるので、そういう通産大臣なり通産局長といふのは、国の一部とはいひながら、職掌柄鉱業のほりに味方をしやすい立場で、そういう建前は適當でなからう

が、この全面改正の形をとりましたのは、まあ率直に申上げまして、全然新しい柄のやつたものを作つたということから、全部改正しなければならなくなつたという程度には実は理解いたしております。むしろ半分以上は、技術的にと申しますか、難点があるわけでありまして、即ち砂鉱法と一緒いたしましたし、戦時中の鉱業所有権制度でいいますと租鉱権、そういうものを考えまして修正いたしましたし、一部修正といふような形をとりまして、余りにもあちこちで変更が出て参るといふような意味があるわけでありまして、そういう点から、まあ一部改正で行きますと非常にきたならしむものができ、まあ終戦後初めて根本的に振り返つて改正するのでありますから、大筋は變つていないにしても、全文改正のほうがしつくりしていいのじやないかといふつもりがあるわけでありまして、ですから大筋は變つておりませんが、相當變つたといふ意味においては、きれいに終戦後の新しい法律といふことにしたいといふような気分でございます。基本的な点が全然變つてない点と、變りました主な点といふものは、提案理由の條にいろいろ申上げてあるわけでありまして、變つていない基本的な点を念のため拾つて申上げますと、この鉱物、前から問題になつておりました固有の觀念で行くといふ考へ方、これは昔からあつたものをそのまま踏襲をいたしてゐるのであります。それから又鉱業法を適用しますのに、その一部にありますが、法定鉱物主義で行く、列挙主義で行くといふことを踏襲いたしてゐるわけでありまして、鉱業権を何人に賦與するかといふ考へ方につきまして、先願主義によつてやるのだといふ基本原則、これも従来のものを踏襲いたしてゐるわけでありまして、それから今度は一つの特権なり、制限なりになります。が、特権といひまして、鉱業権者に對して、鉱業施行上必要な限度において使用権を認める。そして今回の場合は、併せて使用権を認めておるわけでありまして、そういう特権を與えるといふことも、その内容は時勢に応じて再検討いたしてありますが、その基本的な建前は變つていないわけでありまして、それから又鉱業権を設定いたしました際に、国の立場におきまして鉱業権の出願の内容に、一口に言へば、文句を付けるといふような建前も、これは鉱利保護に遺利なく採掘するといふようなことが出願事項の條件に合つていなかつた場合には、それに合ふように勸奨するといふような原則は、やはり依然として昔の通りに考へ方としては踏襲いたしておるわけでありまして、従いまして鉱業法は鉱業の基礎的なものであります。鉱業権の權利の設定或いは權利の性質、それに關連いたします義務、或いは特権、或いは制限といふようなものをきめておるわけでありまして、その大筋におきましては現行法とそう變つていないわけでありまして、變りました主な点は、提案理由の中に要點をかいつゝまゝして挙げてありますから省略いたします。

○吉田法曹 質問の要點をばかされたのですけれども、變らなかつたところだけを挙げて頂いたのですが、新しい鉱業法にした理由の中で、私どもが見ておつて、従来の鉱業法は、鉱業

の開発助成といひますか、鉱業が中心に考へられておつたという感じがするのです。新しい鉱業法の中に、一つの要素として鉱業権と、それから他の農業、林業、その他法益といつたものの調整といふのが一つの眼目であるような、これは少くも法の上から言つてそういう感じがする。或いは民主的な機構なら民主的な機構を作らうといふような要素も一つあると思ふ。そういう点について、これは條文上ではな

というので、土地調整委員会という、最終的にはどこにも属しない、中立な立場の人がきめるという仕組みに変えたのであります。これは戦前になかった新しい構想であります。大きく新法の特長というふうに見られて差支えない点じやないかと考えます。それから今の御指摘になりました第二の点は、鉱業法の中に、国家権力の発動のケースがいろいろあるわけでありまして、その発動の場合におきまして、その運営を民主的にする、今までの現行法によりますれば、極めて簡単に、政府はこれこれの必要があるときは何々を命ずることができるといふ、一行に書きつ放しというふうな書き方になっておるわけでありまして、それを極めて慎重な手続をとつてやることとしましたために、改善の措置として、必ずそういう国家的な見地から何らかの制限なり、干渉なりというものの必要のありました場合に、勧告の手続をとりまします、又更に公聴会を開くというふうな手続をとりまして、その上でなければ国の権力は最終的に発動できないという工合にしたというわけで、いわゆる戦後の法令の民主化の精神に副います。やりましたのは、第二に大きく挙げられて然るべき点じやないかと思つたわけでありまして、あの点は、いろいろございまして、いわば、長年の経験等によりまして、よりいゝものにして、でも手直しをしたというふうな、極言すれば見てもいいんじゃないかというふうな考えののであります。振り返りまして念のために申し上げますと、改正の要点の一つに挙げております新鉱種の追加、これは制度的に考えますれば、昔もあつたこととございまして、

し、その後の状況によつて、こういうものを法律扱いする必要が出て来たというところで追加したわけでありまして、これは何れも法の体系としては新しい問題ではないのであります。それから第二の点として挙げております鉱業権の存続期間の点であります。これは形式的には大きな改正だと思ひます。無期限のものを三十年にしたという点はございまして、これは前から御説明しておりますごとく、実質的には制限するようにはきめておりません。鉱物がある限り何れでもできるというようにしてあるが、形式的には大きな改正であります。実質的には大きな改正ではないわけでありまして、それから改正の第三点として挙げております粗鉱権という制度、これは従来ありました使用権とか或いは現実に石炭の斤先掘、或いは石油の場合の共同用井、というものの妥協を圖つたということとございまして、その新法の全然新しいアイデアというわけのものではないでございせん。併し基本法の中に粗鉱権を入れたというところは、一つの大きな改正点であります。まあそれを見ていふだけではいかと思つたわけでありまして、それから土地の使用の外に、収用を一部に限つて認めましたが、これも鉱業のために、土地の形状を根本的に変えなければ使えないというものを使用権で取得することは、極端に言えば無駄な話である、その範圍で使用するにたいする程度でございまして、それから鉱害賠償につきまして、若干の改正点がありますので、これも現行法の点から見て一歩前進した考えだという程度で、全然新しいものではないといふこととあります。そういう工合に言

えるのじやないかと思つたわけでありまして、

○吉田法晴君 御説明は簡明瞭で結構であります。そこで今のお話の点で、もう一つ念を押して置きたいと思ひますけれども、新法の大きな狙いである鉱業権と、他の産業、或いは他の権利との調整という点が大きな狙いではあります。が、議論を具体的にしておりますと、昏迷をするのですが、併し新鉱業法の狙いとしては、他の権利との調整を図りながら、鉱業権の実施といふ点か、或いは鉱業の進展を図る、この点については間違がないことだと思つたわけでありまして、その点はどうか。

○政府委員(徳永久次君) この他産業との調整という問題が、今後新法によつて鉱業の発達に非常な制約を受けることになりはしないかという意味のお尋ねじやないかと思つたわけでありまして、これは私も先ほど申しましたが、現行法によりまして、新法で考へました鉱区の禁止区域の指定とか、或いは紛争を土地調整委員会に持つて行くというふうな、制度的に非常に新らしくなつております。制度としまして、進歩的な中立のものによつて最後は裁かれるということになつておりますが、現行法自体によつてもあり得ることでありまして、禁止区域の指定は、行政運用として鉱害地を各通産局が内定して持つておるわけでありまして、ただそれを制度的に非常に合理的な形のものにしたというふうな、まあ極端な言い方をすれば見てもいいのじやないか。だから制度としては非常に進歩したわけでありまして、実質的には、これによりまして鉱業が非常に阻

害を受けるといふような懸念は実は私どもは余り持つていないのであります。

○吉田法晴君 これは全然新しい法律、或いは法体系をとられたので何うのであります。が、実は先般鉱業行政序説という局長の本を頂いたものであります。その序文に、これは小野さんの序文が載つておるのであります。配つて貰いましたのが、委員として貰つたわけですね。それから序文も、これは著者の精神をくまれて書かれておるということとありますので、お尋ねするのではありません。その序文の中に「著者徳永久次君はこの鉱業界の現状を「石が流れて木の葉が沈む」と喝破して居る。(中略)著者は今鉱業行政の責任者として本書を刊行し広く朝野の識者に訴えんとする所以は何処にあるのである乎。蓋し遠く都市文化を離れて深山幽谷の地下千丈の暗黒世界に働く吾々同胞の生活と幸福と、又我國産業経済の根本を左右するものが鉱業政策であり、云々と書いてあるのをごさいます。そこでこの新しい鉱業法の制定をせられるに当りまして、今この局長が書かれた了書の中に流れておると考えられる精神、それが如何に現れておるかと尋ねたのであります。例へばここに「遠く都市文化を離れて深山幽谷の地下千丈の暗黒世界に働く吾々同胞の生活と幸福と」を考へることが鉱業政策の一環であると言われますならば、或いはこれは鉱山保安法の問題であると思はれるかも知れませんが、けれども、或いは例へば積年問題になつております肺病対策のごとき、これは具体的な事例であります。その一つ

であらう。それから衆議院の公聴会で述べられております鉱山、炭鉱の労働組合の代表が述べました労働者の民主的行政機構への参加の要望、これを地方鉱業審議会に対する参加という言葉で述べておられます。そういうものについてどういふ工合に考へられるか。この立派な著書の中を流れております精神が、新法の中で具体的に現れておりますか、一つお尋ねして置きます。

○政府委員(徳永久次君) どうも、率直に申し上げます。この鉱業法の中にも、資源の貴重性……代替性を持ち得ないという点から、いろいろの特長性があるが、ほかの法令にない特長性があるわけとございまして、その限りにおきまして、或る程度の政策というものを織り込まれた法律であるといふことも言えると思ひますが、併し大體に申しまして、鉱業法というものは、鉱業権を中心とした規定でございまして、鉱業の全体としての基本法でございまして、まあ落だ恥しい話であります。が、只今引用されました私の書きました鉱業行政というものは、この鉱業権を基として成り立つております。鉱業の、殊に金属鉱業が、その本を書きました当時、当面しておりました問題なのであります。或いは基本的な問題としまして書きました本でございまして。そう関連は、極端に言へば殆んどないといふのであります。それから具体的に、只今最後に御指摘ございました、民主的な運営という点から、その法案が例へば地方における鉱害賠償基準協議会といふものに、民間人の関與を許していいではないかといふような見地か

ら、それをどう考えるかという点でございませうが、これは実は仰せのことごとく、鉱業法の改正、審議会が作り出した案におきまして、鉱害賠償基準をきめる、或いは鉱害賠償の仲裁に當るとか、或いは更にこの中にあります国家権力の発動の際の諮問にあずかるものとして、地方鉱業審議会というふうなものを作りまして、そこには官のみならず、関係深い民間のかたへにも御参加願つて委員会を構成して行くというふうな構想が、当初に審議会にあつたさうですが、併しこれはひとり鉱業ばかりにおきまして認められましたが、制度ではないのであります、終戦後の全体の体系をいたしまして、個々の行政に干渉する虞のあるような面につきまして、民間人の入り込んだ或る種の委員会というものの、制度としてはつきり諮問するといふような仕組みといふものは、あらゆる部面において実はとられていないわけでございます。

その基本的な考え方は、戦争中に日本がやりまして行政といふものは、併し併しに意味で、専門的な事項に關しては、専門家の参加を待ち、そこでおきめ願つたことに従つて、役所はそれを行うといふ方式、その極端な例が統合会といふようにも言えると思ひます。そういう方式をとつていたわけでありませう。そういう方式が、いわば一見民間人の専門的知識を利用したといふことで、民主的であるといふふうにも見られるかも知れないが、併し戦時中に本當に発達したという形といふものを振り返つて考えました場合に、それはいわば民間における、まあ俗な言葉で申上げますれば、ボスに行政を任じたといふような批判の仕方が生れるわけでありまして、それが戦後解体を命ぜられた財閥とも関連いたしまして、そういう各種委員会において牛耳を取つていたものが財閥であるといふような觀念、そういうことからさういふ形といふものは好ましくないのだといふことが、関係方面から強力に示唆されたわけでありませう。さういふ意味から、行政の直接の面に利害關係を持つ限りにおいて、民間人を入れてそれに必ず相談しなければならぬといふ仕組といふものは一切取るべからずといふふうになりまして、その一つの適用として、鉱業法におきまして、当初の構想が実現されなかつたといふ事情でございます。

○吉田法晴君 折角立派な書物を書かれ、理想を鉱業行政の上に実現したいといふことで書かれたのだと思ひますが、ありますが、説明を聞いておりますとただ事実を羅列したにとどまる。この民主的な機構の考え方についてのいきさつはさうだといふ御説明を承つたのですが、無論理論にいたしまして理想にいたしまして、たとえ鉱業行政を担当されておる責任者でありまして、理想にいたしまして、理想と自信を持つて前進して行くことが必要なんです。ただ文字の上の理想だけではなく、それを現実の一つ実現するために御努力を頂きたい。折角立派な本であり、折角立派な條文が書かれてあるそれを活かして頂くことをお願いして、その点はやめにいたしますが、今民主的機構の点についても触れられましたが、これは資料をお願いしたのであるから若干出て来るかと思ひますが、いずれにしても説明が必要であると思ひますので、お尋ねしたいのであります。

第二のお尋ねの点でございませうが、ちよつと速記をとめて頂きたいと存じます。

○委員長(深川彌左衛門君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(深川彌左衛門君) 速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 それではこの土地調整委員会と、それから我々の貰つておりまする原案との各條文の關係ですが、第十五條の鉱区の禁止区域を設定する場合に、土地調整委員会にかけるところがこの條文の体裁を見てもわかりませうけれども、同じように農業、林業その他公益と矛盾するから許さないといふ第十九條の鉱業権延長の場合の不許可の場合、それから三十五條の鉱区を許可しない場合、それから五十三條の鉱区の減少、鉱業権の取消し、この場合にはかけないといふことにはなつておりますが、これは鉱業権を何といふますか、特定の地域について禁止する、或いは許す、こゝういふ点においては、實際は同じだと思ひますが、私は同じように土地調整委員会にかけべきではないか。土地調整委員会といふものを作らなければ、同じようにかけるべきではないかと思ひますが、それを十五條だけに限りました理由は、どういふところにあるのですか。

○政府委員(徳永久次君) この十五條のほうは、ここにございませう土地調整委員会は積極的に一定の場所を設定いたしまして、ここにはしてはいかぬといふことをきめるわけなんです。三十五條の場合と土地調整委員会の關係を申上げますと、一応この三十五條は、鉱業権の出願を許可しないといふことがあり得るケースを挙げておる。これは第一段階として通産局長が、鉱害地といふように指定されている場所ではないが、併し他産業との調整、或いは公益上の關係から認めない、支障のあるような場所については、出願を認めないといふような仕組にしてあります。この処分により出願者のほうから不服がございまして場合は、土地調整委員会のほうにかけるといふことに相成つております。個々の問題として土地調整委員会に上げて来るのであります、第一段階の問題としては、責任者が一応の裁きをするといふ仕組にしてあるわけなんです。

○吉田法晴君 説明を聞いておるのではない。その通りになつておることは條文を讀めばわかるのですが、なぜさういふ區別をつけたか。権利の附與或いは剝奪といふますか、禁止、この点からいへば實際は同じじゃないか。然るにとにかくこの十五條だけ、初めから土地調整委員会にかけた、あとの場合には今言われましたが、十九條と三十五條と五十三條ですが、その場合にだけは、これは本人が不服を申出て来なければならぬ。實際問題としては、大部分不服を申立てて土地調整委員会を煩わすことをしないでそのまま通るであらう。折角土地調整委員会といふものを作つて、その土地調整委員会といふものは、恐らく公益を代表するといふ立場でその問題にタッチする、こゝういふ制度をこしらへる建前をとるならば、鉱業権の禁止区域設定だけではなくして、同じ………体客は違つても鉱業権の賦與はしない、或いは禁止する、こゝういふ場合には、なぜ土地調整委員会にかけるといふことをしないかとい

う立法上の議論をしておる。説明を聞いておるのではない。

○政府委員(堀久次君) これは一つの便宜論に相成るわけであります。三十五條のようなケースにつきましては、今の御趣旨のごとくに言いますと、まあ通産局長が疑問を持つたら、一編土地調整委員会に相談をして、その上で成否を決するという仕組みも制度としてはあり得ると思います。あり得ると思いますが、この考え方は、まあ問題を二段階にするといえますか、二段階にするというよりなメリットというものやはりあり得るものと考えまして、第一線部隊が一応の判断をして、それでも紛争があつた場合には土地調整委員会が裁く、第二審的な考え方にしたわけです。この十五條の問題につきましては、実は現行法自身には、こういうのはつくりしたものではないのであります。第一審に該当する通産局長が、先ほどもちよつと申しましたが、内規的に持つておるわけです。ここここは出願があつても認めないということをやめておるわけであります。それをまあこういう制度を作るとして、誰がやれば適當だというふうに考えますと、どうも内規的問題というよりも、第三者がきめたという形が適當であらうというので、土地調整委員会に、現在の通産局長が持つておる権利をそのまま返上した、差上げたというのかつこうに相成つておるわけであります。

○吉田法晴君 十分に満足せられぬの
ですが、これは先ほど新法を作つた大
きな目標がどこにあるかと尋ねたとき
には、民主的な機構を作ることが、新
らしい法律を作つた基本的な目標の一

つだというお話だったのですが、そうするならば、従来の制度では、これはこういうものではなくて、通産局長がみんな鉱業権を賦與する、こういう建前をとつて貰いておる。それについて不服な場合は行政訴訟なり、その他の手続もありましようけれども、そういう手続一本で通つておる。今度の場合には、十五條の点だけ土地調整委員会にかける、あのものは不服を申出たときだけかける、いわばそのときは土地調整委員会が裁判所的な関係になります。初めの十五條の場合には、これは行政委員会的な、行政機構の一部として、そこで権利の賦與……賦與じやない、これは禁止区域を設けるわけですから、土地調整委員会その他のために、一つの権利の設定、変更を土地調整委員会自身がやつておる、こういうことになつておるとして、それならば、とうい制度になつておるならば、どこがそういう措置を講ずるのか、鉱業権の設定、変更は誰がやるのか、それからそれを制限する場合には、それじや誰がやるのか、こういう疑問を提出した場合には、今のこの法文の模様では、趣旨一貫しておらんじやないか、こういう点を申上げているわけです。

○政府委員(徳永久次君) 私どもは趣旨一貫していいとは思はれていないわけでありまして、十五條の場合は、積極的に土地調整委員会が区域を指定してやるというやり方で、それを通産局長が先によつて、それでも紛争があつたら土地調整委員会で裁くという仕組みをとつていないのは適当じやないじやないかというふうにも受取れるわけですが、これは現行法にお

きまして、先ほど申しますように、内規であります。が、半公知のものでございまして。この場所は出願した場合に許されない、例えば水道のある近くだとか、町の下だとかいうようなものは半公知になっておる制度でございまして。ただ條文によつてそれをはつきりしないというだけのものでございまして、そういうものを、土地調整委員会というものを折角設けた以上、そういう仕事は、今後は土地調整委員会がおやりになつたほうが適當じやなかろうかというふうに考えたわけでございまして。その他の事項は、この三十五條の

問題とか、或いは使用とか、収用の問題に関連しまして、鉱業とその他における行政的な問題で紛争が起り得るわけでありますので、一応第一段階として、通産局長が処分いたしましたして、それに対する両当事者から仮に不服がありました場合には、公平な第三者の所へ持つて行く、そして裁きをつけて貰うという仕組みとして土地調整委員会を考えたわけであります。今もお話がございましたように、従来でも或いは行政訴訟としてあつたと思いますが、今は行政訴訟という制度はないわけであります。特殊の行政裁判所というものはないわけであります。鉱業法をめぐつて土地調整委員会というもののが行政裁判所的な機能を持つというようなことに相成つておるわけでありますが、私ども趣旨一貫せぬとまでは考えないわけであります。

○吉田法晴君　そうすると今のお話では、土地調整委員会、は、鉱業権の設定その他に関連しまして、今は勿論ありませんが、昔の行政裁判所的な役割を果すのだ、こういうことであります。

ならば、それじや十五條のこれは何だ
ということになるわけで、土地調整委
員会の性格というものは、行政裁判所
的な性格でありましたならば、それな
ら十五條にあるようなこれは何である
か。私は鉅業権賦與に関連いたしま
す一つの行政措置だと、行政措置をやる
行政委員会的なものとしてここに十
五條が出で来ておる、やはり役割がで
きておるように思います。そこで私の
言いますのは、十五條なり、その他の
ものと一本に貫いて、土地調整委員会
というものはどういう機関である、ど
ういう組織であるということにするた
めには、これは統一して同じ……多少
事務上の関係は私の考えは違つてお

ましたけれども、鉱業権の賦與、或いは設定、変更……設定も賦與も同じですが、鉱業権の設定、変更、廃止について干渉せしめるといふような建前にしたほうが、土地調整委員会の性格としても私はつきりするのじやないか、こゝういふ感じがするわけであります。

○政府委員(徳永久次君) 今非常にはつきりされましたように、土地調整委員会は、内容的に申しますと、二つの仕事を持つておる次第であります。この十五條の仕事は、鉱業権の設定を認める場所と、認めない場所ということを積極的に自分できめるという仕組みですから、一つの行政処分を直接やるというようなかつこゝうにあるわけであります。それから第二の大きな任務というものは、鉱業権に関連して起ります、殊に鉱業と他産業との調整に関連して起る紛争の裁定という二つの面に実は考えられておるわけであります。この十五條の点は、ここの中身自身

が、こゝういふ鉱区の禁止区域といふも

のをきめる判断それ自身というものが、鉱業の立場から判断するというよりも、むしろ他産業との関連というところで判断してきめる性質のものになりますので、今までは通産局長だけでやつておることではありますが、折角土地調整委員会を作りまして、紛争の裁決に當つて貰う役所を作つたのならば、この仕事は土地調整委員会に併せて持つて貰つたほうが適當であらうというところで、土地調整委員会のほうに持ち込んだわけでありませう。だから結果としまして、土地調整委員会はお話のごとく二つの性格を持つということに相成つておるわけであります。併し共通する面はあるわけであります。

○吉田法晴君 共通する面は、條文の上にも現われておるように、公益或いは農業、林業その他の産業と斂業との利害の調整という任務、それからもう少し行きますならば、そこで機関として公益を代表するような役割を果そう、それはわかるのです。大体どういう利害を代表するか、どういう任務を持つつかということにおいて、十五條の場合もその他の場合も同じであるならば、一つは行政委員的な性格を持つ、他の場合においては裁判所的な性格を持つ、こういうのでは、局長も言っておられましたけれども、實際の運営の場合に、理論的にもはつきりしませんが問題が起つて、来やせんかという気がする。そこで例えば最初に考えられましたように、斂山行政について諮問機關的なもので一本で貫くならば、その両者が解決し得るのじやないか、それには私が言うように、十五條以外の場合には、申出があつた場合、文句があつた場合にかけるというのじ

ある例はほかにいろいろあります。例しながら実際の行政の運用の適正を圖るといふ意味でやつておりますから、制度としてそれに拘束されるという性質のものではない建前になつておる。法律の中に出ておりますのは、それ法律で與えられました任務、要件について、特に政府の行動を法律によつて拘束するというに相成るので、この点においては大きな違ひがあるといふことです。

○吉田法晴君　局長にこの前西田さんが質問されておりました從來の石灰の山にある石灰石に關する諸權利、れと新法が實施された今後の權利の整頓について非常に權威主義的な説明をなさいましたけれども、今の説明にはそういう精神が流れておる考えます。私はその点、これは重要問題だと考えますが、私の考えでは法律の任務、これは今まででありました社會關係を同家的に保護する法律の任務、或いは國家の任務にしても、事實關係を保護するところに、少くとも法律の任務があるように考へる。實際問題としてはこういう問題があるか、どう取扱つたらいいかというところが、立法の趣旨だと思ふ。これは例が別の例であります、斤斤狃といふものが實際にある、それが法律がな

九

て非常に困つた。そこで使用権というものが認められ、或いは今度は租税権として認められた。租税の問題、特に福岡県の鉱業というものは全国的に見て大きいと思うのでありますが、そこで自然発生的にそういう制度が設けられた。これは日本のように頭から国家的な権力で法律をかぶせるのではなく、英米法の慣習法を中心にするとするならば、それが法律の中心になつて行くと思ひます。少くともこの立法をやつて参ります場合に、そういう現実、或いは自然の間に歴史的にできた基準というものを無視して、権威的にこういう説明がなされるということはいけな。こういう御説明は、立法の場合の建前ではなからうと思ひます。日本の実態に沿つてそれを法律的にどう取扱うかということによつて立法を考えなければならぬ、こういう工合に考えるが、その辺は如何でありますか。

○委員長(深川榮左 門君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川榮左 門君) 速記を始め。

○吉田法晴君 十五條その他の問題に關連しましては、私として納得いたしかねるものがございます。それからこれはやはり行政機構の改革とか何とか言われておりますときに、論理的に制度として一貫しないものがある。複雑にできるというところは、そういう点からもむしろ考えなければならぬ問題でありますので、今後御研究を願うというにいたしまして、その條文の中に盛り込んであります一般の公益又は農業、林業若しくはその他の産業と對

比して、適當でないと思ふるとき、同じような言葉であります。保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、或いは公共の福祉に反する、こういう言葉が使つてあります。その具体的な何といふか、程度といふか、これを今考えられておりますところをお話を願ひたいと思ひます。これは今後問題になるだろうと思ひます。なおそれは或いは土地調整委員会の判断、今度の制度によるいわば判決事例と申します。それ／＼の判断による事例を積み重ねて明らかにするべきであります。併しながらこれは相當紛争の種になると考えます。それから又コメントの中にも、通産局長の基準が明確でないという言葉もあつたやうであります。その辺について考えられる事例だけでも承りたい。

○政府委員(徳永久次君) 一々の具体的な例を挙げるというお話でございますが、実は先ほどのコメントのあれから、その關係と申しますか、従来こういう場合といふものはまあ何といひますか、非常にあつさり書いてあるのが従来の例でございますが、コメントとか何とかいう程度にあつさり書いて、その中にもいろいろ／＼なケースを含めておられるのが従来の法律の書き方でございます。ダンカン氏のコメントの御指摘によつて、正式の案につきまして政府が出した際に、コメントに書いた要件が明確でないといふことで、予想されるようなケースを、従来の法案に比べてまして実は詳しく書いたといふのが、この各條の書いた氣持でございます。例えば十五條の場合の鉱害地をどう考えておるかという上

うなことになるかと、例えば貯水地のあります場所につきましては、その周辺何里かを含まれてやらないことになつておるわけでありまして、それから国立公園或いは温泉につきましても、そういう場所をきめております。それからまあ温泉といへば湯の出るところばかりでございますので、町全体を含めておるわけでありまして、それから保安林の場合は必ずしもそれはなつていないやうであります。現行法でも、正式には鉱害地という名前でおるのではありません、俗に鉱害地と呼んでおるのではありません、俗に鉱害地として指定してある場合が通例でございます。それから地方で例へば北海道でございますが、牧草地帯といふやうなことで、農林省の關係で特殊の地帯が設けられておるやうな場合がござります。牧草地帯の下を掘つてしまつと、牧草がなくなるという場合もあつて困りますので、そういう場所が鉱区設定禁止区域としてあることがあつておるわけでありまして、今思ひつきで申上げておるもので、網羅してございせんが、時間の余裕を頂きましたら少し組織的に現在鉱害地としてきめておられます場所をもう少し詳細に例示できるだらうと思ひます。

○吉田法晴君 その点は、今の説明を聞いておりますと、實際大変なことだといふ印象を受けるのであります。例へば牧草地帯でも、とにかくその下を掘られると云々といふことになるかと、そうすると耕地の下も全部掘るな、こういう話になるやうですが、今挙げられました点或いは貯水地の周辺何里かという、これは到底現在における妥當な御意見であると私は思ふので

すが、例へばこれは今日鉱業法を持つておりませんけれども、鉱業権設定の場合のいろいろの制限があつたやうであります。それらに比べて非常に、むしろ無制限に拡大されておるやうな感じがするのです。實際には、例へばこれはそういう点で一番地上の權利と地下の鉱業権の交錯しておりますのは福岡県だと思ひますが、福岡県等におきまして、そういうことでないかつたかと思ひます。それを一方的に今のやうな、これは實際には通産大臣がやりになるのじやなくて、土地調整委員なりがやりになるのであります。やうが、それが併し、今のやうな御意見が参考になるとするならば、これは相當大きな問題だと思ひますが、もう少しそういうものについて妥當な結論を見出す、妥當な基準を見出す努力な、方法について一つお考えを願ひたいと思ひますが、今の御説明ではおとが精かめといふことになる。

○政府委員(徳永久次君) 先ほど申しましたように、詳細の点は重ねて次の機会に用意させて頂きましてお答え申上げますが、牧草地帯といひまして、私今言葉が足りませんでしたので、そこだけ申上げますが、牧草地帯全部駄目だといふふうに考えておるわけはございせんので、まあたゞ／＼知つた記憶でございまして、農林省が特定の地帯に牧草地帯を作つて農林省の特殊な政策のために設けられた地帯があるわけでございますが、そういう特殊の政策から認められておる地帯、それを掘してしまつといふことも適當でないという意味で、鉱害地内規として定めておるやうな次第であります。それから国立公園と申しまして

も国立公園にもいろいろ／＼幅がございまして、その国立公園法の中に指定されておりますが、絶対禁止区域と、それから地上にありますが各種の工作物その他の施設について美観を損じないやうな制限をつけてあるものであります。ただ今御心配になりましたやうに、この規定が非常に濫用されておるわけでございます。他産業本位に考えられますと、鉱業を認める場所がなくなつてしまつといふことがございまして、その点については実は非常に重大な關心を私も、まあ土地調整委員会がございまして、一遍に十五條の地域が指定されるとは考えられぬのであります。逐次指定されて行くと思ひわけでありまして、順序として、私も現在鉱害地に指定してある場所、その候補地につきまして土地調整委員が再検討して、その区域等を正確に定めるなり、或いは認めないことにするなりといふふうに順を追つて行くのではないかと、いふふりにも考えておりますが、作文に書きますと、現在やつておりますケースを拾つて抽象論で書いて見ますと、こういうふうな書き方にならざるを得ないといふことになつて、私も現実の運用におきまして、他産業のことも考えまして、相當まあ世間的に広く鉱害地にきめておるのであります。法律が變りました結果として、それが今までの非公式のものが正式になるというところは或る程度覚悟いたしておりますが、十五條といふものが生れた結果として、鉱業のことが非常にネグレクトされるというのではないやうに、或る種の不安は持つておりますが、ないやうに運用面で行く／＼実情を説

明することによつて、そういうことのないようにできやしないかと考えております。併し文書で書きますと、こういうことにならざるを得ないといふところでございます。

○吉田法晴君 文書で書くところというよりにならざるを得ないといふことは十分認めておりますが、ただ実際にこれが実施をしたときにどういふふうになるだらうかといふことを想像し、心配してお尋ねしたわけでありましたが、先ほどの御説明で、恐らくそれはまあ一応農林省で考えておるところ、或いはその他で考えておるところだと思ひのであります。先ほどの御説明を聞きまして、これがきまつておらぬ。勿論考えられておるだけで、農林省なら農林省、他産業が考えておるところはこゝろはこゝろだ、通産省が考えておるところは別だといふ御説明に聞いたのでありますが、それにいたしましても、挙げられましたような点になりまして、相当これはなお慎重に検討を要する問題で、これは国会がこゝで定める問題でなくて、これは勿論土地調整委員会、その他いろいろ不利害を代表したところ、個々の問題について判例的に積み重ねられる問題とは思ひますけれども、それにしまして、もう少し論議をして公平な水準、方向だけは出して置かなければ、これはいかめと考へます。その点についてなお他の機会に論議をすることにいたして置きたいと思ひます。

○山川一君 今に關連がありますから一言希望を申上げて置きます。それは農林省あたりが、耕地なら耕地を維持したい等の考へで一応お考へになるのは或る程度至當かも知れませんが、

結局、そういう制限を加えますといふと、採掘を制限されて、採掘費が高くなる、そうなるやと国民は高い石炭を買ふか、それとも炭鉱を潰すか、或いは肥料の原料たる石炭の生産を抑えてしまつて、農家自身が困つてしまふ、そういうことになる結果を考えられて、もう少し総合的にどうしたらいいかといふ立場をお考へになることを希望して置く。先ほど鉱山局長からも、他の産業の立場を考えればと言われましたが、考へてもなお日本の石炭をどうして出したらいいかといふことを考へますと、私はおのずから國家として結論が出ると思ふ。ただ何かしら目先の産業を守るとか、或いは目先の他産業を守るとかといふ狭い考へでいろ／＼なことを立案されるといふことは非常に危険でありますので、私はそういう希望を申上げて置きます。

○吉田法晴君 まだ質問はたくさん持つておりますが、すでに四時半に近いので、今日はこの辺で私はやめて置きたいと思ひます。なお残つておりますのは他の機会に譲りたいと思ひます。

○委員長(深川榮左門君) 本日はこれで委員会を閉会いたしまして、明日は午前十時から開きたいと思ひます。但し同時刻に電力特別委員会を開く予定になつておりますので、同委員会の調整は委員長で適宜計りたいと思つておりますから、さようお含み置きをお願いいたします。

午後四時二十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 深川榮左門君
理事 廣瀬與兵衛君

結城 安次君

委員

政府委員

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

昭和二十五年十二月十四日印刷

昭和二十五年十二月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所